

公募実施要領

【自動販売機設置に係る公園施設設置許可】

配布期間

自：令和7年 2月25日（火）

至：令和7年 3月14日（金）

奈良県まちづくり推進局公園企画課

奈良県立都市公園における自動販売機設置については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による設置許可に基づき設置できるもので、最も高い金額の使用料の提案をされた方を、公園施設設置許可申請候補者（以下「候補者」という。）として選定するものです。

本件については関係法令に定めるもののほか、この公募実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとします。

公募に参加する者は、次に示した事項を熟知のうえ、提案しなければなりません。この場合において、実施要領に疑問がある場合は、5により質問することができます。

1. 公募参加資格を有する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該公募にかかる契約を行う能力を有する者及び破産者で復権を得た者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者
 - ① 奈良県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 奈良県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が奈良県と契約を締結すること又は奈良県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて奈良県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 都市公園法（昭和31年法律第79号）又は奈良県立都市公園条例（昭和35年3月31日奈良県条例第11号）の規定による罰則、監督処分等を受けた者
 - ⑦ ①から⑥のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者かつ①から⑧までのいずれにも該当しない者
 - ① 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人

- ② 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人
役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう
 - ③ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ④ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ⑧ 役員等が、前記（４）に該当しない者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- （５） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
 - （６） 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者
 - （７） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
 - （８） 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有する者
 - （９） 奈良県税（以下、「県税」という。）の滞納がない者

2. 公園施設設置許可及び物件に関する事項

（１） 公園施設設置許可

本件自動販売機の設置は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、奈良県が候補者に対し、県立都市公園の公園施設として設置許可した上で設置するものです。

（２） 実施要領の配布期間及び配布場所

① 配布期間

令和7年2月25日（火）～同年3月14日（金）

② 配布場所

公園企画課ホームページ内 (<https://www.pref.nara.jp/item/310616.htm>)
に掲載しています。

(3) 設置場所・面積について

- ① 公募は、物件番号ごとに1件の提案とします。
- ② 複数の物件の公募に参加申込みをすることができます。
- ③ 候補者は、設置許可期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- ④ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料、またはアイスクリームとし、酒類、たばこの販売は行わないでください。ただし、アイスクリームの販売については、物件番号 U3、U4 及び Y1 のみに限ります。詳細については（別紙①）公募物件一覧表のとおりです。販売価格については、市街地等に設置されている標準的な自動販売機で販売されている飲料等と同程度以下の価格としてください。
- ⑤ 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。
- ⑥ 設置期間の更新は、行いません。
- ⑦ 最低使用料を下回る提案は無効とします。
- ⑧ 最低使用料は、設置期間2年11か月間の総額であり、消費税及び地方消費税を含んだ額です。
- ⑨ 最低使用料には、光熱水費等を含みません。
- ⑩ 候補者は速やかに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による自動販売機設置に係る公園施設設置許可の申請手続きをしてください。

申請書の提出先については、以下の通りです。

物件番号	提出先	連絡先等
物件番号 U1～U4	中和公園事務所	〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田 2202 TEL：0745-56-3851
物件番号 Y1	中和公園事務所	〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田 2202 TEL：0745-56-3851 ※誤って民俗博物館（大和民俗公園）へ提出しないこと

(4) 許可期間

① 物件番号 U1～U4

令和7年5月1日から令和10年3月31日まで（2年11か月間）

② 物件番号 Y1～Y3

令和7年5月1日から令和10年3月31日まで（2年11か月間）

※これらの期間には、設置及び撤去にかかる期間を含みます。

(5) 設置条件等

① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。光熱水費は、自動販売機の年間消費電力量等を用い算定し、請求しますので奈良県が指定する期限までに納入してください。

② 販売品目については、(別紙①) 公募物件一覧表、(別紙③) 共通仕様書のとおりです。

③ 利用上の制限

設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- ・ 公募条件を遵守し、使用料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ・ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 維持管理責任

設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- ・ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者（設置事業者の連結子会社等）に行わせようとする場合は、(様式8) 自動販売機の管理に関する届出書を奈良県に提出すること。
- ・ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- ・ 自動販売機を設置するに当たっては、据え付け面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- ・ 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- ・ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。また、奈良県は、それらの手続等に関する報告をさせることができる。
- ・ 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ・ 自動販売機を設置する際は、事前に施設管理者と打ち合わせを行うこと。

⑤ 原状回復

設置事業者は、設置許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を奈良県に請求することができません。

⑥ 奈良県は、設置者に自動販売機ごとの売上状況（売上数量、売上金額）について報告させることができるものとします。

⑦ 設置事業者は、設置期間が満了する前に自己都合により許可申請を取り下げしようとする場合は、取り下げしようとする日の3ヶ月前までに奈良県に書面により通知してください。この場合、既納の使用料は返還しません。なお、設置事業者が、自己都合により許可申請の取り下げの通知を行い、受理の日が翌年度になった場合は、当該年度の納付金額を納付していただくこととなります。

⑧ ⑦により許可申請を取り下げた場合、設置事業者は、同物件に係る次回の公募の参加は不可となります。

3. 公募参加申込みの方法

（別紙①）対象物件一覧表に記載する物件の公募に参加しようとする者は、（様式1）公募参加申込書に必要な書類を添付して、3の（2）まで提出し、公募への参加を申し込まなければなりません。なお、期限までに公募参加申込書及び必要な添付書類を提出しない者、又は公募の参加資格がないと認められた者は、本公募に参加することができません。

（1）提出期間

令和7年2月25日（火）～同年3月14日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）まで

（2）提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県まちづくり推進局公園企画課

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送とします。

(5) 提出書類

公募参加申込書は、(様式1)により作成してください。添付資料は下記のとおりとし、公募参加申込書とともに提出してください。なお、③④⑥については発行日より3か月を経過していないものに限ります。また、③④⑥については写しでも可能とします。

① (様式2) 誓約書

② 設置する予定の自動販売機のカタログ

③ 個人の場合 住民票抄本、法人の場合 法人登記簿謄本(全部事項証明)

④ 納税証明書(県税の納税証明書(県税に滞納がないことが証明された書類をいう。)) 本社所在地最寄りの県税事務所へ請求してください。

⑤ 法人の場合 (様式3) 役員等一覧表

⑥ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

⑦ 担当者の名刺等、連絡先のわかるもの

(6) 記載に当たっての注意

公園施設設置許可は、「公募参加申込書」に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。また、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を押印し、提案書等の関係書類は全て同一の印鑑を使用してください。

4. 公募説明及び現地説明

実施しません。設置場所については、各公園において確認していただくことができます。

5. 実施要領等に関する質問

(1) 実施要領等に関する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出して下さい。

① 提出期限 令和7年3月4日(火)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く。)まで

② 提出場所 3の(2)に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

④ 様式等は、特に定めませんが(様式4)参考書面を別に添付しています。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問提出者の別を問わず、すべての質問及び回答をとりまとめ、奈良県公園企画課ホームページ内で令和7年3月10日(月)午後5時までに行う予定です。

質問の意図が不明瞭な場合や、当該公募と直接関係ない等、回答が不要と判断した場合は回答しません。

また、当該質問への回答は当該募集要領の追加・修正とみなします。

6. 提案書の様式及び提出等

(1) 提案書の様式は、「飲料」については、別紙(様式5-1)、「アイスクリーム」については、別紙(様式5-2)の提案書の様式とします。物件番号ごとに作成してください。

(2) 提案書の受付期間は、令和7年3月27日(木)から同年4月9日(水)午後5時までです。必ず、書留郵便にて期間内に到着するように提出してください。

(3) 提案書は、郵便(書留郵便に限ります。)により提出してください。この場合において、提案書は二重封筒とし、表封筒に「令和7年4月11日審査 県立都市公園における自動販売機設置に係る公募についての提案書在中」と朱書し、中封筒の表に「令和7年4月11日審査 県立都市公園における自動販売機設置に係る公募についての提案書在中【物件番号〇】」と記載し、提案書を入れ、封印の処理をし、奈良県まちづくり推進局公園企画課長あての親展として、令和7年4月9日(水)の午後5時までには3の(2)に定める場所へ到着するようにしてください。

詳細については、別添封筒記載例及び提案書郵送についてのとおりです。

(4) 提出期限を過ぎて到達した提案書はいかなる事由があっても受理しません。

(5) 中封筒の表面に物件番号の記載の無いものは、無効とします。

(6) 提案書は、物件番号ごとに1通とし、不備があった場合等も再提出は認めません。

(7) 提案金額について、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。なお、それぞれについて最低使用料が設定されていますので、注意してください。

(8) その他

①一度提出した提案書については、これの書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

②提案書は本人名義に限り、代理人名義の提案は認めません。

(9) 提案を辞退する場合は、別紙(様式6)公募辞退届を令和7年4月9日(水)までに、持参により提出して下さい。

7. 審査の日時及び場所

(1) 審査の日時 令和7年4月11日(金)午後1時30分 審査

立会を希望する場合は、所定の時刻の5分前までに審査場所にお越しください。

所定の時刻に遅れた場合は、入室することはできません。立会者の入室は1名とし、審査時間中の途中退出は認めますが、再度の入室は一切認めません。

(2) 審査の場所

入札室 (奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟6階)

8. 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- (1) 実施要領に記載する公募参加資格のない者のした提案
- (2) 提案書に記名押印を欠く提案
- (3) 提案書の重要な文字の脱落などにより必要な事項を確認できない提案
- (4) 提案書記載の金額を加除訂正した提案
- (5) 同一提案者がなした同一事項についての2以上の提案
- (6) 提案に際して公正な公募の執行を害する行為があったと認められる提案
- (7) その他、公募に関する条件に違反した提案
- (8) 虚偽の申請を行った者のした提案
- (9) 実施要領に違反した提案

9. 候補者の決定方法等

- (1) 審査時の立会については、7の(1)のとおりです。提案者またはその代理人が立ち会わないときは、審査執行事務に関係ない県職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 提案者またはその代理人は、審査場所に入場しようとするときは、審査執行職員に身分証明書等を提示しなければなりません。
- (3) 有効な提案を行った者の内、飲料については、提案金額が最低使用料の金額以上で、かつ、最高の金額をもって有効な提案を行った者を候補者とし、アイスクリームについては、最低使用料の納付に加えて納入する売上額(税込)に乗じる割合が最も高い提案を行った者を候補者とします。
- (4) 候補者となるべき同金額の提案者が2者以上ある場合は、「くじ」により候補者を決定します。くじを行う必要がある場合は、全ての審査が終了してから行いますので、その場でお待ちいただくこととなります。
- (5) 審査に立会う場合は、下記書類等をご持参下さい。
 - ① 審査に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)
 - ② 代理人による場合、(様式7)委任状
- (6) 候補者が、令和7年4月21日(月)までに公園施設設置許可申請書を提出しないときは、その提案は無効とします。申請しない場合は、候補者の資格を取り消します。

期日までに提出できない事情がある場合は、あらかじめ個別に公園管理者と協議の上、指示を仰いでください。

10. 候補者決定通知

候補者が決定された場合は、直ちに口頭で候補者に通知します。なお、奈良県ホームページに、提案金額、候補者氏名等を公表する場合があります。

11. その他

- (1) 公募の手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本書に定めのない事項は、日本国の法令及び奈良県立都市公園条例及び同施行規則等の定めるところによります。

12. 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県まちづくり推進局公園企画課（総務企画係）
電話番号 0742-27-7517
FAX番号 0742-27-7488
メールアドレス ryokuchi@office.pref.nara.lg.jp